第九十三条中「建設事業のマネジメント」の下に「及び政策評価」を加え、同条を第九十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（緑化生態研究室の所掌事務）

第九十三条　緑化生態研究室は、緑化、公園及び緑地並びに生態系の保存に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。

第九十四条から第九十七条までを次のように改める。

（メンテナンス情報基盤研究室の所掌事務）

第九十四条　メンテナンス情報基盤研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建設事業における情報通信技術及びその利用に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（情報研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　社会資本の管理に必要な情報の収集及び利用に関するシステムに係る調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導の企画及び立案並びに調整を行うこと。

（国土防災研究室の所掌事務）

第九十五条　国土防災研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導を行うこと（他部及び国土防災研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　地震防災情報のシステム化、地震防災計画及び設計入力地震動に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導並びに地震防災情報に関する処理システムの管理運営に関すること。

（建設マネジメント研究官の職務）

第九十六条　建設マネジメント研究官は、命を受けて、建設事業のマネジメント及び政策評価に係る技術に関する調査、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（国土防災研究官の職務）

第九十七条　国土防災研究官は、命を受けて、国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第九十八条及び第九十九条を削り、第百条を第九十八条とする。

第百一条から第百八条までを削り、第百九条を第九十九条とし、第百十条を第百条とする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	四〇、三三九人	
観光庁	一〇四人	
気象庁	五、二二五人	
運輸安全委員会	一七八人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一三、二〇八人	
合計	五九、〇五四人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	平成二十六年九月三十日までの間	四〇、四三五人

○国土交通省令第三十一号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第十五条の規定に基づき、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行規則（平成二十四年国土交通省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「前年度の十一月十五日から当該年度の十二月十四日まで」を「前々年度の一月一日から前年度の十月三十一日まで」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○環境省令第七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第八十号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

環境大臣　石原　伸晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）を実施するため、東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日

環境大臣　石原　伸晃

東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十三年環境省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。